

奈良県個人情報の保護に関する法律施行条例等施行規則

令和5年3月31日
奈良県規則第51号

(趣旨)

第1条 この規則は、奈良県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年12月奈良県条例第19号。以下「条例」という。）及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(費用負担の額等)

第2条 条例第4条第2項に規定する規則で定める方法は、別表の2の項から4の項までの上欄に掲げる行政文書（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第60条第1項ただし書に規定する地方公共団体等行政文書をいう。以下同じ。）の種別ごとに、同表の2の項から4の項までの中欄に掲げる方法とする。

2 条例第4条第2項に規定する規則で定める額は、当該写しの作成に要する費用として、別表の上欄に掲げる行政文書の種別ごとに、同表の中欄に掲げる開示の実施の方法に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額（複数の実施の方法により開示を受ける場合にあっては、その合算額）及び当該写しの送付に要する郵送料とする。ただし、当該写しを委託により作成したときの写しの作成に要する費用は、当該委託に要した額とする。

3 前項の費用は、前納とする。

(写しの送付に要する費用の納付の方法)

第3条 令第28条第4項に規定する規則で定める方法は、現金とする。

(実施状況の公表)

第4条 条例第15条の規定による実施状況の公表は、インターネットの利用により行うものとする。

(会長)

第5条 奈良県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に会長を置く。

2 会長は、委員の互選によってこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、総務部法務文書課において処理する。

(委任)

第8条 前3条に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
(奈良県個人情報保護審議会規則等の廃止)
- 2 奈良県個人情報保護審議会規則（平成12年3月奈良県規則第67号）及び奈良県個人情報保護条例施行規則（平成12年9月奈良県規則第21号）は、廃止する。

別表（第4条関係）

行政文書の種別	開示の実施の方法	費用負担の額
1 文書又は図画	ア 複写機により複写したものの（単色刷りで、A3判以下の大きさの用紙に複写したものに限る。）の交付	1枚につき、10円
	イ 複写機により複写したものの（多色刷りで、A3判以下の大きさの用紙に複写したものに限る。）の交付	1枚につき、50円
	ウ ア及びイに掲げる方法以外の方法により作成した写しの交付	当該写しの作成に要する費用に相当する額
2 録音テープ又は録音ディスク	録音カセットテープ（日本産業規格C5568に適合する記録時間120分のものに限る。）に複写したものの交付	1巻につき、250円
3 ビデオテープ又はビデオディスク	ビデオカセットテープ（日本産業規格C5581に適合する記録時間120分のものに限る。）に複写したものの交付	1巻につき、300円
4 電磁的記録（2の項又は3の項に該当するものを除く。）	ア 用紙に出力したものを複写機により複写したものの（単色刷りで、A3判以下の大きさの用紙に複写したものに限る。）の交付	1枚につき、10円
	イ 用紙に出力したものを複写機により複写したものの（多色刷りで、A3判以下の大きさの用紙に複写したものに限る。）の交付	1枚につき、50円
	ウ フレキシブルディスクカートリッジ（日本産業規格	1枚につき、60円

<p>X6223に適合する幅90ミリメートルのものに限る。)に複製したものの交付</p>	
<p>エ 光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複製したものの交付</p>	<p>1枚につき、90円</p>
<p>オ 光ディスク（日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複製したものの交付</p>	<p>1枚につき、110円</p>
<p>カ アからオまでに掲げるもの以外の電磁的記録媒体に複製したものの交付</p>	<p>当該写しの作成に要する費用に相当する額</p>